

参 考 (改 正 後 全 文)
厚生労働省発健0412第1号
厚生労働省発子0412第3号
厚生労働省発社援0412第2号
厚生労働省発老0412第1号
平成30年4月12日
第 5 次 改 正
厚生労働省発健0531第5号
厚生労働省発社援0531第2号
厚生労働省発障0531第1号
厚生労働省発老0531第1号
令和5年5月31日

各
都道府県知事
指定都市市長
中核市市長
関係法人の長
殿

厚生労働事務次官
(公 印 省 略)

被災者支援総合交付金の交付について

標記の交付金の交付については、別紙「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱」により行うこととされ、令和5年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、各都道府県知事におかれては、本通知中、市町村に対して補助を行うこととされている部分については、貴管内市区町村長に対する周知につき配慮願いたい。

別 紙

被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）交付要綱

（通則）

- 1 被災者支援総合交付金実施要綱（平成27年4月9日復本第572号、27文科ス第71号、厚生労働省発雇児0409第3号、厚生労働省発社援0409第11号。以下「実施要綱」という。）第5に規定する被災者支援事業の実施に要する経費に充てるため、国が交付する被災者支援総合交付金のうち厚生労働大臣（以下「大臣」という。）を交付担当大臣（実施要綱第4の1に規定する「交付担当大臣」をいう。）とするもの（以下「交付金」という。）の交付に関しては、予算の範囲内において交付するものとし、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、厚生労働省所管補助金等交付規則（平成12年令第6号。）その他の法令及び関連通知並びに実施要綱のほか、この交付要綱に定めるところによるものとする。

（交付の目的）

- 2 この交付金は、東日本大震災に伴う避難生活の長期化や災害公営住宅等への移転など、被災者（広域避難者等を含む。）を取り巻く環境の変化に対応し、その現に居住する地域において、安心して日常生活を営むことができるよう、被災者の心のケア、孤立防止等の観点から、見守り・相談支援体制を構築するとともに、仮設住宅に居住する被災者を対象とした各種健康支援活動やその提供体制づくりの推進、高齢者等に対する福祉サービスの提供体制の確保に取り組むほか、被災の影響により、子どもたちが抱える様々な課題を解決し、元気で健やかな子どもの成長を見守る安心な地域づくりの推進を図ることを目的とする。

（交付の対象）

- 3 この交付金は、実施要綱第4に規定する事業計画を作成する都道府県、市町村（特別区を含む。以下同じ。）（以下「都道府県等」という。）又は大臣が公募により選定した法人（以下「公募法人」という。）が、「被災者支援総合交付金（厚生労働省交付担当分）による被災者支援事業の実施について」（平成27年4月9日雇児発0409第10号、社援発0409第2号。）に基づき行う次の被災者支援事業（以下「事業」という。）を交付の対象とする。

(1) 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業

①実施主体	②事業
岩手県、宮城県、福島県（以下「被災県」という。）及びその管内市町村（以下「被災県等」という。）並びに公募法人	被災者見守り・相談支援事業
双葉町及び大熊町	仮設住宅サポート拠点運営事業
福島県	被災地健康支援事業
被災県	被災者の心のケア支援事業

(2) 次の表の①欄に定める実施主体が行う②欄に定める事業に対し、③欄に定める補助事業者が補助する事業

① 実施主体	②事業	③補助事業者
被災県内の市町村並びに被災県等が適当と認める団体	被災者見守り・相談支援事業	被災県等
双葉町又は大熊町が適当と認める団体	仮設住宅サポート拠点運営事業	双葉町及び大熊町
福島県内の市町村	被災地健康支援事業	福島県
被災県内の市町村	被災者の心のケア支援事業	被災県

(交付額の算定方法)

4 大臣は、実施要綱第8により内閣総理大臣から移し替えられた交付金について、実施要綱第7により都道府県等に通知された交付可能額の範囲で、交付金の交付対象事業に要する費用を交付するものとし、交付額は、次の(1)及び(2)により算出された合計額、又は(3)により算出された額とする。

(1) 都道府県、指定都市、中核市又は市町村が行う事業の場合

別表第1欄の区分毎に第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(2) 市町村又は団体が行う事業に対して都道府県等が補助する事業の場合

(1) に準じて算出された額の合計額と都道府県等が補助した額の合計額と

を比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(3) 公募法人が行う被災者見守り・相談支援事業（以下「公募法人実施事業」という。）の場合

第3欄に定める基準額と、第4欄に定める対象経費の実支出額とを比較して少ない方の額と、総事業費から寄付金その他の収入額（社会福祉法人等の営利を目的としない法人については寄付金を除く。）を控除した額とを比較して少ない方の額を交付額とする。ただし、交付額に1,000円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

(申請手続)

5 この交付金の交付の申請は、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は様式1による交付申請書に關係書類を添えて、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの交付申請書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、これらを取りまとめ、様式2による交付申請書に關係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(2) (1) 以外の場合であつて、都道府県知事又は市町村長が申請を行う場合

都道府県知事又は市町村長は、様式2による交付申請書に關係書類を添えて、実施要綱第7の規定による交付可能額の通知の際に示された日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(3) 公募法人が申請を行う場合

公募法人は、様式3による申請書に關係書類を添えて、毎年度5月末日までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出して行うものとする。

(変更申請手続)

6 この交付金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、様式4、様式5又は様式6による変更交付申請書に關係書類を添えて、5に定める申請手続の例により、毎年度1月末日までに内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(交付決定の通知)

7 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、大臣から様式7による交付決定通知依頼又は様式9による変更交付決定通知依頼があつたときは、市町村に対し、様式

8 又は様式 10 により速やかに交付決定の通知を行うものとする。

(交付決定までの標準処理期間)

8 この交付金の交付決定までの標準的期間は、次のとおりとする。

(1) 適正化法第 26 条第 2 項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

都道府県知事は、5 の (1) 及び 6 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとし、大臣は、申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。) を行うものとする。

(2) (1) 以外の場合

大臣は、5 の (2) 及び (3) 並びに 6 による申請書が到達した日から起算して原則として 1 か月以内に交付の決定 (決定の変更を含む。) を行うものとする。

(交付の条件)

9 この交付金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 事業内容の変更 (軽微な変更を除く。) をする場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。

(2) 事業を中止し、又は廃止する場合には、内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受けなければならない。

(3) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、様式 11 により速やかに大臣に報告し、その指示を受けなければならない。

(4) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、適正化法施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により大臣が別に定める期間を経過するまで、大臣の承認を受けずに、この交付金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付けし、担保に供し、取り壊し又は廃棄してはならない。

(5) 大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(6) 事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(7) 事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により交付金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合 (仕入控除税額が 0 円の場合を含む。) は、様式 12 により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度 6 月 30 日までに内閣総理大臣を経由して大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部 (又は一支社、一支

所等)であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部(又は本社、本所等)で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、交付金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該仕入控除税額を国庫に返還しなければならない。

- (8) 予算及び決算との関係を明らかにした様式13による調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、かつ調書及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にはその承認を受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (9) 交付対象事業を実施するためのいかなる契約においても、契約の相手方が、当該契約の内容について一括して第三者に実施させることを認めてはならない。
- (10) 公募法人実施事業にあつては、以下の条件が付されるものとする。
- ① (1) から (7) 及び (9) に掲げる条件
- ただし、(4) 中「50万円」とあるのは「30万円」と読み替えるものとする。
- ② 事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ当該帳簿及び証拠書類を交付金の額の確定の日(事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その受けた日)の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価30万円以上の機械、器具及びその他の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は適正化法施行令第14条第1項第2号の規定により大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。
- (11) 都道府県等は、国から概算払により間接補助金に係る交付金の交付を受けた場合には、当該概算払を受けた交付金に相当する額を遅滞なく間接補助事業者に交付しなければならない。
- (12) 都道府県は間接補助金を地方公共団体に交付する場合には、(1) から (9) に掲げる条件を付さなければならない。
- ただし、(1)、(2) 及び (7) 中「内閣総理大臣を經由して大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(3) 中「大臣」とあるのは「都道府県知事」と、(4) 及び (5) 中「大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」と、(5) 及び (7) 中「国庫」とあるのは「都道府県」と、(4)、(7) 及び (8) 中「交付金」とあるものは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(13) 都道府県等は間接補助金を民間団体に交付する場合には、(1)から(7)、(9)及び(10)②に掲げる条件を付さなければならない。

ただし、(1)、(2)及び(7)中「内閣総理大臣を經由して大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(3)中「大臣」とあるのは「都道府県知事」(市町村の場合は「市町村長」)と、(4)及び(5)中「大臣の承認」とあるのは「都道府県知事の承認」(市町村の場合は「市町村長の承認」)と、(5)及び(7)中「国庫」とあるのは「都道府県」(市町村の場合は「市町村」)と、(4)中「50万円」とあるのは「30万円」と、(4)、(7)及び(10)②中「交付金」とあるのは「間接補助金」と読み替えるものとする。

(14) (12)及び(13)により付した条件に基づき都道府県知事又は市町村長が承認する場合には、あらかじめ大臣の承認を受けなければならない。

(15) 間接補助事業者から財産の処分による収入並びに消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部の納付があった場合には、その納付額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(交付金の概算払)

10 大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において、概算払をすることができる。

(実績報告)

11 この交付金の実績報告は、交付決定に係る全ての事業が完了したときは、翌年度4月10日(ただし、9(2)の規定により、交付対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合にあっては当該承認通知書を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日、10の規定により、大臣が交付決定額の全部について概算払を行った場合にあっては翌年度6月末日とする。)までを期限とし、次により行うものとする。

(1) 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合

ア 市町村長は様式14による実績報告書に関係書類を添えて、都道府県知事の定める日までに都道府県知事に提出するものとする。

イ 都道府県知事は、アの実績報告書を受理したときは、その内容を審査し必要があると認めたときは現地調査等を行い、その後適正と認めたときは、これらを取りまとめ、様式15による実績報告書に関係書類を添えて、期限までに内閣総理大臣を經由して大臣に提出するものとする。

(2) (1)以外の場合であって、都道府県知事又は市町村長が実績報告を行う場合

都道府県知事又は市町村長は、様式15による実績報告書に関係書類を添えて、期限までに、内閣総理大臣を經由して大臣に提出するものとする。

(3) 公募法人が実績報告を行う場合

公募法人は、様式16による実績報告書に関係書類を添えて、期限までに、内閣総理大臣を経由して大臣に提出するものとする。

(交付金の額の確定の通知)

12 適正化法第26条第2項の規定に基づき、補助金等の交付に関する事務の一部を都道府県が行う場合、都道府県知事は、大臣から様式17による交付額確定通知依頼があったときは、市町村長に対し、様式18により速やかに額の確定の通知を行うものとする。

(交付金の返還)

13 大臣は、交付すべき交付金の額を確定した場合において、既にその額を超える交付金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

14 特別の事情により、4、5、6及び11に定める算定方法、手続によることができない場合には、あらかじめ内閣総理大臣を経由して大臣の承認を受け、その定めるところによるものとする。

別 表

1 区分	2 種目	3 基準額	4 対象経費	5 補助率
被災者見守り・相談支援事業	被災者見守り・相談支援事業	大臣が認めた額	被災者見守り・相談支援事業（公募法人実施事業を除く。）の実施に必要な給料、職員手当等、報酬、賃金、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、助成金、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費	定 額
			被災者見守り・相談支援事業（公募法人実施事業）の実施に必要な俸給、諸手当、社会保険事業主負担金、諸謝金、職員旅費、委員等旅費、庁	

			費（備品費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、会議費、燃料費、賃金及び雑役務費）、委託料	
仮設住宅サポート拠点運営事業	仮設住宅サポート拠点運営事業	大臣が認めた額	<p>（新規の仮設施設の整備）</p> <p>サポート拠点を運営するため、仮設施設の整備（事業終了時の取り壊し費用も含む。）に必要な賃借料、工事費又は工事請負費</p> <p>（既存の仮設施設の改修による整備）</p> <p>サポート拠点を運営するため、既存建物を借り上げて整備するのに必要な設備整備及び改修整備に係る費用</p> <p>（賃貸物件による整備）</p> <p>サポート拠点を運営するため、既存建物を借り上げてサポート拠点を設置し、事業を実施する場合に必要な貸し主に対して支払う礼金及び建物賃借料（敷金は除く。）、設備整備及び改修整備等に係る費用</p> <p>（サポート拠点の運営）</p> <p>サポート拠点の運営に必要な報酬、賃金、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金</p>	定 額

被災地健康支援事業	被災地健康支援事業	大臣が認めた額	被災地健康支援事業の実施に必要な報酬、給料、職員手当等、共済費、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費、負担金、補助及び交付金	定 額
被災者の心のケア支援事業	被災者の心のケア支援事業	大臣が認めた額	被災者の心のケア支援事業の実施に必要な報酬、社会保険料等、福利厚生費、賃金、給料（ただし会計年度任用職員へ支給されるものに限る。）、職員手当等、報償費、謝金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、会議費、印刷製本費、光熱水費）、役務費、使用料及び賃借料、備品購入費、被災地において長期的に精神医療に従事する人材を養成するために必要な費用、委託費（上記経費に限る。）、補助金（上記経費に限る。）	定 額